

# 議案説明書

上下水道局 企業経営課

提出議会：令和7年第2回定例会

## 1 案件名

議案第16号 佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

## 2 概要

配偶者に係る扶養手当の廃止、地域手当、単身赴任手当、定年前再任用短時間勤務職員等の住居手当の支給、管理職員特別勤務手当の支給時間帯の拡大及び所要の規定を整備するため改正を行う。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

- ・ 人事院勧告等に伴い、令和7年4月から地域手当、単身赴任手当及び定年前再任用短時間勤務職員等の住居手当が支給対象となるため、支給できるように改正する。なお、支給額等については、議案第6号「佐野市職員の給与に関する条例等の改正について」に準じる。
- ・ 配偶者に係る扶養手当を廃止する。
- ・ 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大する。

## 4 その他の事項

施行日 令和7年4月1日（第13条の2の改正規定は公布の日）